

訪問介護等サービス提供体制確保支援事業に関するQ & A

No.	質問	回答
1	事業を実施する場合、事業実施期間はいつからいつまでになるのか。	令和7年度の事業実施期間は、令和7年6月1日から令和8年1月30日までとなります。なお、 <u>支払完了までが事業実施期間（令和8年1月30日までに）となりますので、ご注意ください。</u>
2	申請は各事業所単位で行うのか。	交付申請や実績報告は <u>法人単位</u> で御提出をお願いします。法人で複数の訪問介護等事業所の交付申請等を提出する場合は、法人で各事業所分を取りまとめて御提出願います。
3	他の補助金との併用は可能ですか。	他の補助金を受けている事業については、対象外となります。
4	令和8年度にも本事業は実施されますか。	来年度の実施については未定となっております。
5	人材紹介会社に対する紹介料が補助対象となる事業はありますか。	人材紹介会社に対する紹介料が補助対象となる事業はありません。
6	人材確保体制構築支援事業の「経験年数が短いホームヘルパー等への同行支援」について、「経験年数が短いホームヘルパー等」とはどういった方が対象となるのか。	経験年数が短いホームヘルパー等とは「 <u>訪問介護員として勤務した年数が1年未満</u> 」又は「 <u>直近の訪問介護員としての勤務が3年以上前</u> 」の方が対象となります。
7	経営改善支援事業の「小規模法人等の協働化・大規模化の取組の支援」を申請する場合、事業者グループを構成する全ての法人がそれぞれ申請をする必要があるか。	申請にあたっては、事業者グループの中から <u>代表となる法人</u> （以下「 <u>グループ代表</u> 」という。）を定めた上で、 <u>グループ代表</u> が申請を行うこととし、事業者グループ全体に対する補助金をグループ代表が受けることとなります。
8	経営改善支援事業の「小規模法人等の協働化・大規模化の取組の支援」について、「小規模法人」とはどのような法人か。	「小規模法人」とは、次の（ア）から（エ）のいずれかに要件に該当する法人をいいます。 （ア）1法人当たり1の訪問介護等事業所を運営する法人 （イ）運営する訪問介護等事業所について、前年度のいずれかの月の延べ訪問回数が400回以下である法人 （ウ）運営する訪問介護等事業所の職員数が常勤換算方法で平均5人以下の法人 （エ）運営する訪問介護等事業所が全て中山間地域等又は離島等地域に所在する法人 ※市訪問介護等サービス提供体制確保支援事業補助金交付要綱第3条第2号ウの対象法人の要件（ア）～（エ）参照